

議案第28号

安中市手数料条例の一部を改正する条例について

安中市手数料条例を次のように改正する。

令和7年2月26日提出

安中市長 岩井 均

安中市手数料条例の一部を改正する条例

安中市手数料条例（平成18年安中市条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録	初回のみ1頭につき 3,000円
---------------------------------------	------------------

」を

「

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録及び鑑札の交付（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定が適用される場合を除く。）	初回のみ1頭につき 3,000円
---	------------------

」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。